

千葉海区漁場計画の変更の素案

千葉海区漁場計画の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>千葉海区漁場計画</p> <p>一 漁業権に関する事項</p> <p>その一～その九十七 (略)</p> <p>その九十七</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公示番号 短共第一号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略) 5 存続期間 <u>令和六年九月一日から令和七年八月三十一日まで</u> 6 関係地区 (略) 7 条件 (略) <p>その九十八</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公示番号 短共第二号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略) 5 存続期間 <u>令和六年九月一日から令和七年八月三十一日まで</u> 6 関係地区 (略) 7 条件 (略) <p>その九十九</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公示番号 短共第三号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略) 5 存続期間 <u>令和六年九月一日から令和七年八月三十一日まで</u> 6 関係地区 (略) 7 条件 (略) <p>その百</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公示番号 短区第一号 2 漁場の位置 (略) 	<p>千葉海区漁場計画</p> <p>一 漁業権に関する事項</p> <p>その一～その九十七 (略)</p> <p>その九十七</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公示番号 短共第一号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略) 5 存続期間 <u>令和五年九月一日から令和六年八月三十一日まで</u> 6 関係地区 (略) 7 条件 (略) <p>その九十八</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公示番号 短共第二号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略) 5 存続期間 <u>令和五年九月一日から令和六年八月三十一日まで</u> 6 関係地区 (略) 7 条件 (略) <p>その九十九</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公示番号 短共第三号 2 漁場の位置 (略) 3 漁場の区域 (略) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略) 5 存続期間 <u>令和五年九月一日から令和六年八月三十一日まで</u> 6 関係地区 (略) 7 条件 (略) <p>その百</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公示番号 短区第一号 2 漁場の位置 (略)

- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和六年八月二十日から令和七年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百一

- 1 公示番号 短区第二号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和六年八月二十日から令和七年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百二

- 1 公示番号 短区第三号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和六年八月二十日から令和七年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百三

- 1 公示番号 短区第四号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和六年八月二十日から十二月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百四

- 1 公示番号 短区第五号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)

- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百一

- 1 公示番号 短区第二号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百二

- 1 公示番号 短区第三号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百三

- 1 公示番号 短区第四号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和五年八月二十日から十二月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百四

- 1 公示番号 短区第五号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)

- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和六年八月二十日から十二月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百五

- 1 公示番号 短区第六号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和六年八月二十日から十二月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百六

- 1 公示番号 短区第七号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和六年八月二十日から令和七年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百七

- 1 公示番号 短区第八号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和六年八月二十日から令和七年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百八

- 1 公示番号 短区第九号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)

- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和五年八月二十日から十二月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百五

- 1 公示番号 短区第六号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和五年八月二十日から十二月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百六

- 1 公示番号 短区第七号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百七

- 1 公示番号 短区第八号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)
- 5 存続期間 令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)
- 7 関係地区 (略)
- 8 条件 (略)

その百八

- 1 公示番号 短区第九号
- 2 漁場の位置 (略)
- 3 漁場の区域 (略)
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 (略)

<p>5 存続期間 <u>令和六年八月二十日から令和七年四月三十日まで</u></p> <p>6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)</p> <p>7 関係地区 (略)</p> <p>8 条件 (略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>二 保全沿岸漁場に関する事項 (略)</p>	<p>5 存続期間 <u>令和五年八月二十日から令和六年四月三十日まで</u></p> <p>6 個別漁業権又は団体漁業権の別 (略)</p> <p>7 関係地区 (略)</p> <p>8 条件 (略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>二 保全沿岸漁場に関する事項 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------